

報 告 書 目

兵役法施行規則第百十五條第二項ニ依リ左記ノ
 通及報告候也

昭和九年二月二十二日

勢多郡横野村長 荒井 英 作

高崎縣隊已徴兵官 殿

事 由 氏 名

法第四十一條該当者

在學證明書

一、本人ノ本籍地 群馬縣勢多郡横野村荒井本
 本人ノ現住地
 氏名及出生年月日

明治四五年三月十一日生

二、願出ノ時本人ノ屬
 スル學科及學年 日本大學 法文學部 文 學科 第三年

三、入學ノ年月日 昭和七年四月一日

四、本人修學ノ概況 修學ノ狀況良好ナリ

五、本 人 之 想 年 月 日 業 昭 和 十 年 三 月 卒 日

昭和九年四月十三日

日本大學總長 法學博士 山岡萬之助

法第四十一條該當者處分案

昭和九年 六月二十三日

事務員 合議 主任 櫻

徴兵官 司令官 兵事官

左記ノ者在學中ノ故ヲ以テ證明書提出セシニ
 就テハ兵役法第四十一條ニ依リ徴集延期處分
 可相成哉

昭和九年 適齡 横野村 以上

38 在学中による徴兵猶予

昭和9年(1934)

大学に在学中であるため、兵役法第41条により徴兵を延期することを伝えた文書です。在学証明書も添えられています。

群馬県行政文書「徴募書類(勢多郡)」

(A0181A0S 1235 1/3)